

## 京もの食品販路開拓支援事業実施要領

### (目的)

第1条 一般社団法人京都府食品産業協会（以下食産協という。）は、食産協に加盟する事業者のうち、京都府内で生産された農産物を主原料として使用した加工食品を製造・販売する府内食品加工事業者等が、旅館・ホテル等に試供品を提供する際、この要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (交付対象等)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助事業対象者」という。）、事業内容、補助上限額は別表1のとおりとし、補助対象経費は別表2のとおりとする。

### (対象期間)

第3条 補助対象期間は、交付決定日から令和8年1月30日までとする。

### (交付の申請)

第4条 補助金の交付申請書は令和7年10月27日から同年11月13日までに別記第1号様式により食産協に提出するものとする。

補助金の交付を申請しようとする者は、別記第1号様式に定める書類を食産協に提出しなければならない。

2 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助金の交付決定前に補助事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることができない。

### (交付の決定等)

第5条 食産協は前条の規定により補助金の交付申請があった場合、適当と認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付決定を行うものとする。

なお、食産協は、必要に応じて現地調査等の審査を行い、申請書の内容に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して補助金の交付を決定できるものとする。

2 食産協は、補助金の交付又は不交付を決定したときは、速やかにその内容及びこれに条件を付したときは、その条件を当該申請者に通知するものとする。

### (補助事業の申請の取り下げ)

第6条 補助事業者は、前条の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、食産協が別に定める期日までにその理由を記載した書類を添付して、交付申請を取り下げることができる。

### (補助事業の変更)

第7条 補助事業者は、事業の内容を変更しようとするときは、別記第2号様式による変更承認申請書を食産協に提出しなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りではない。

（1）補助目的に変更をもたらすことなく、より効率的な補助目的達成に資すると考えられる場合

（2）補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

2 食産協は、前項の申請に対し、承認する場合において、必要に応じて交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができることとし、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止（廃止）しようとするときは、別記第2号様式による中止（廃止）承認申請書を食産協に提出しなければならない。

2 食産協は、前項の申請に対し、承認する場合において、必要に応じて交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができることとし、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(遂行状況報告)

第9条 食産協は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助対象事業の遂行状況について、報告書の提出を求めることができる。

(補助事業遂行の義務)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行い、補助金を他の用途に使用してはならない。

また、補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、食産協の要求があったときは速やかに状況報告書を食産協に提出しなければならない。

2 補助事業者は、令和8年1月30日までに補助事業を完了しなければならない。

(補助事業の実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から起算して14日を経過した日又は令和8年1月30日のいずれか早い日までに、別記第3号様式による実績報告書を食産協に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 食産協は、前条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容（ただし、第7条第2項に基づいて変更を承認したときは、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 食産協は、第8条第1項の補助事業の中止（廃止）の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本実施要領又は法令若しくは本実施要領に基づく食産協の指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 食産協は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、食産協が別に定める期日までに返還を命じるものとする。

(立入検査等)

第15条 食産協は、補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又はその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

(補助金の支払、請求)

第16条 食産協は、第12条により補助金の額を確定後、補助金を補助事業者に対し支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、別記第4号様式による支払請求書により、食産協に補助金の支払請求を行うものとする。

(補助金の経理等)

第17条 補助事業者は、本事業に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業の完了した日の属する年度の終了後10年度間保存しなければならない。

(補足)

第18条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項については、食産協が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年10月27日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

| 区分           | 内容                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助事業<br>対象者  | <p>食産協に加盟する所属団体の会員事業者のうち、以下のいずれにも該当する事業者</p> <p>① 京都府内で生産された以下、対象農産物を主原料として使用した加工食品を製造・販売している者（対象期間内に限る）</p> <p>② 京都府内に事業拠点がある者</p> <p>※前 2 号に掲げる者のほか、食産協会長が適当と認めるもの</p>                                                                    |
| 対象農産物        | <p>酒米（京の輝き、祝）、米（酒米を除く）、青ねぎ、きゅうり、たけのこ、大かぶ、菜の花、小松菜、小かぶ、丸だいこん、ブロッコリー、長だいこん</p> <p>※京都府内で生産されたものに限る。</p>                                                                                                                                        |
| 事業内容         | <p>食産協に加盟する事業者のうち、京都府内で生産された対象農産物を主原料として使用した加工食品を製造・販売する府内食品加工事業者等が、旅館・ホテル等に試供品を提供する際にかかる経費（商品代金に限る）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。</p>                                                                                                             |
| 補助金額<br>算出方法 | <p>令和 6 年（令和 5 年 7 月から令和 6 年 6 月）から令和 7 年（令和 6 年 7 月から令和 7 年 6 月）にかけての高騰分（別表 1-2 の各品目の差額）を単価とし、以下の通り算出する。</p> <p>令和 7 年（令和 6 年 7 月から令和 7 年 6 月）の仕入量×単価（差額）＝補助金額</p> <p>複数の対象農産物を取り扱う場合は、補助上限金額まで複数の補助金額を足し上げて申請できる。</p>                     |
| 補助上限<br>金額   | <p>酒米（京の輝き、祝）：1 事業者 100 万円</p> <p>米（酒米は除く）、青ねぎ、きゅうり、たけのこ、大かぶ、菜の花、小松菜、小かぶ、丸だいこん、ブロッコリー、長だいこん：1 事業者 50 万円</p> <p>※補助金額は千円未満切り捨て</p> <p>※100 万円補助と 50 万円補助の併用は不可</p> <p>※他の事業との併用は不可</p> <p>※予算を上回る申請があった場合、算出した交付申請額から減額または対象外となる場合があります。</p> |

別表 1-2

対象農産物と単価（京都府内産に限る）

|   |        | (円/kg) |        |      |         |
|---|--------|--------|--------|------|---------|
|   |        | 令和 6 年 | 令和 7 年 | 増加率  | 単価 (差額) |
| A | 京の輝き   | 140    | 375    | 268% | 235     |
| B | 祝      | 300    | 500    | 167% | 200     |
| C | 米      | 258    | 375    | 145% | 117     |
| D | 青ねぎ    | 663    | 893    | 135% | 230     |
| E | きゅうり   | 276    | 361    | 131% | 85      |
| F | たけのこ   | 908    | 1154   | 127% | 246     |
| G | 大かぶ    | 151    | 186    | 123% | 35      |
| H | 菜の花    | 1350   | 1698   | 126% | 348     |
| I | 小松菜    | 329    | 403    | 122% | 73      |
| J | 小かぶ    | 151    | 194    | 128% | 43      |
| K | 丸だいこん  | 113    | 195    | 173% | 82      |
| L | ブロッコリー | 416    | 645    | 155% | 229     |
| M | 長だいこん  | 175    | 246    | 141% | 71      |

※祝、京の輝きは全農聞き取り、米は令和 6 年産相対取引価格・数量から算出、その他は京都中央卸売市場第一市場の統計から算出。数値は四捨五入し、整数で表示している。

別表 2（第 2 条関係）

| 区分    | 内容                                                                                                                                              |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象経費  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 京都府内で生産された対象農産物を主原料として使用した加工食品の旅館・ホテル等への試供品提供にかかる経費（商品代金に限る）</li> <li>・ その他食産協が補助対象経費と認める経費</li> </ul> |
| 対象外経費 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸送費など食品加工に要しない経費</li> <li>・ 公租公課（消費税及び地方消費税額等）</li> <li>・ その他食産協が定めるもの</li> </ul>                      |

別記第1号様式（第4条関係）

令和 年 月 日

一般社団法人京都府食品産業協会  
会長 東田 和久 様

【申請者】  
住所  
連絡先電話番号  
申請者名称  
代表者（職・氏名）

京もの食品販路開拓支援事業費補助金交付申請書

京もの食品販路開拓支援事業費補助金の交付を受けたいので、同実施要領第4条の規定により、別紙のとおり関係書類を添えて申請します。

※添付書類

- （1）別紙1
- （2）別紙2（誓約書）
- （3）対象農産物を使用していることが分かる書類（仕様書や包材等）
- （4）令和7年（令和6年7月から令和7年6月）の仕入量と支払ったことが分かる書類  
（納品書・請求書・振込明細書等）
- （5）通常販売価格が分かる書類
- （6）その他食産協が必要と認める書類

(別紙1)

京もの食品販路開拓支援事業 交付申請書

(1) 申請者

|                 |              |  |                 |     |     |
|-----------------|--------------|--|-----------------|-----|-----|
| 申請書名称           |              |  |                 |     |     |
| 代表者氏名<br>(職・氏名) |              |  | 担当者氏名<br>(職・氏名) |     |     |
| 所在地             | 〒            |  |                 |     |     |
|                 | TEL          |  |                 | FAX |     |
|                 | E-mail (担当者) |  |                 |     |     |
| 所属組合            |              |  | 創業年月日           | 年   | 月 日 |
| 資本金             | 千円           |  | 従業員数            | 人   |     |
| 主な事業            |              |  |                 |     |     |

(2) 補助金額算出表

|   | 主原料とする<br>対象農産物<br>(府内産) | 令和7年(令和6年7<br>月から令和7年6月)<br>の仕入量(kg) | 単価(円/kg) | 補助金額(円)※税抜 |
|---|--------------------------|--------------------------------------|----------|------------|
| A | 京の輝き                     | 1000                                 | 235      | 235,000    |
| B | 祝                        | 1000                                 | 200      | 200,000    |
| C | 米                        |                                      |          |            |
| D | 青ねぎ                      |                                      |          |            |
| E | きゅうり                     |                                      |          |            |
| F | たけのこ                     |                                      |          |            |
| G | 大かぶ                      |                                      |          |            |
| H | 菜の花                      |                                      |          |            |
| I | 小松菜                      |                                      |          |            |
| J | 小かぶ                      |                                      |          |            |
| K | 丸だいこん                    |                                      |          |            |
| L | ブロッコリー                   |                                      |          |            |
| M | 長だいこん                    |                                      |          |            |
|   | 補助算出金額<br>合計             |                                      |          | 435,000    |

対象農産物一覧（京都府内産に限る）  
各品目の単価

(円/kg)

|   |        | 令和6年 | 令和7年 | 増加率  | 単価（差額） |
|---|--------|------|------|------|--------|
| A | 京の輝き   | 140  | 375  | 268% | 235    |
| B | 祝      | 300  | 500  | 167% | 200    |
| C | 米      | 258  | 375  | 145% | 117    |
| D | 青ねぎ    | 663  | 893  | 135% | 230    |
| E | きゅうり   | 276  | 361  | 131% | 85     |
| F | たけのこ   | 908  | 1154 | 127% | 246    |
| G | 大かぶ    | 151  | 186  | 123% | 35     |
| H | 菜の花    | 1350 | 1698 | 126% | 348    |
| I | 小松菜    | 329  | 403  | 122% | 73     |
| J | 小かぶ    | 151  | 194  | 128% | 43     |
| K | 丸だいこん  | 113  | 195  | 173% | 82     |
| L | ブロッコリー | 416  | 645  | 155% | 229    |
| M | 長だいこん  | 175  | 246  | 141% | 71     |

（3）補助対象商品一覧

| 商品名       | 主原料とする使用対象農産物（記号） | 容量    | 通常販売価格（税抜） | 提供予定量 | 納品からの賞味期限 | 保管方法 | 合計 |
|-----------|-------------------|-------|------------|-------|-----------|------|----|
| 例 日本酒 α   | A                 | 720mL |            |       |           |      |    |
| 例 千枚漬 β   | G                 | 200g  |            |       |           |      |    |
| 例 煮物 γ    | M                 | 150g  |            |       |           |      |    |
|           |                   |       |            |       |           |      |    |
|           |                   |       |            |       |           |      |    |
| 補助算出金額合計  |                   |       |            |       |           |      |    |
| 提供予定量合計金額 |                   |       |            |       |           |      |    |

※補助算出金額合計≥提供予定量合計金額であること

※提供予定量合計金額＝交付申請金額

交付申請額 円

※千円未満切り捨て



(別紙2)

## 誓 約 書

令和7年 月 日

一般社団法人京都府食品産業協会  
会長 東田 和久 様

住 所  
氏名又は名称  
職名・代表者名

⑩

京もの食品販路開拓支援事業費補助金を申請するにあたって、制度の趣旨に従い、下記について誓約します。

制度の趣旨：京都府内の食品事業者が物価高騰の影響を受けながらも安定した経営を継続できるよう、京都府内産農産物を主原料として使用した食品を府内の旅館・ホテル等に提供し、試食の機会を設けることで、新たな販路の開拓を支援する。

### 記

☐補助金は予算の範囲内で交付されることを理解し、交付決定額が申請額を下回る場合でも異議はありません。

☐申告内容が虚偽の場合、交付決定額または、補助金額について速やかに全額返還を行います。

※内容の確認のうえ、上記☐に☒すること

令和 年 月 日

一般社団法人京都府食品産業協会  
会長 東田 和久 様

【申請者】

住所  
連絡先電話番号  
申請者名称  
代表者（職・氏名）

京もの食品販路開拓支援事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった上記補助金について、下記のとおり事業内容を変更（中止、廃止）したいので、京もの食品販路開拓支援事業実施要領第7条（第8条）の規定により、申請します。

記

1 変更（中止、廃止）の理由

2 変更計画の内容・時期

（注1）別記第1号様式の別紙1を適宜修正の上、添付すること。なお、変更前と変更後の内容が対比できるよう、両者を二段書き（変更計画を黒字で下段に、変更前を赤字で上段に）すること。

（注2）交付決定通知の写しを添付すること。

別記第3号様式（第11条関係）

令和 年 月 日

一般社団法人京都府食品産業協会  
会長 東田 和久 様

【申請者】

住所  
連絡先電話番号  
申請者名称  
代表者（職・氏名）

京もの食品販路開拓支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった上記補助金について、事業を完了したので、京もの食品販路開拓支援事業実施要領第11条の規定により、別紙のとおり報告します。

※添付書類

- （1）別紙3
- （2）納品書等（提供した数量と金額等の分かるもの）の写し
- （3）（2）に係る請求書（別記第4号様式（第16条関係））と振込先口座の通帳写し（表紙及び見開きページ）
- （4）その他食産協が必要と認める書類

(別紙3)

補助金実績報告書

(1) 補助金申請額

|               |  |             |  |
|---------------|--|-------------|--|
| 交付決定額<br>(税抜) |  | 納品額<br>(税抜) |  |
| 補助金申請額        |  |             |  |

(2) 対象商品の納品実績内訳

| 商品名 | 提供数量 | 提供費用<br>(円・税抜) | 補助金額<br>(円・税抜) |
|-----|------|----------------|----------------|
|     |      |                |                |
|     |      |                |                |
|     |      |                |                |
|     |      |                |                |
|     |      |                |                |
|     |      |                |                |
|     |      |                |                |
| 小計  |      |                |                |
| 合計  |      |                |                |

補助金請求額 \_\_\_\_\_ 円

※千円未満切り捨て

|                                               |     |                      |  |    |    |            |   |                          |   |   |
|-----------------------------------------------|-----|----------------------|--|----|----|------------|---|--------------------------|---|---|
|                                               |     | 請 求 書                |  |    |    |            |   |                          |   |   |
|                                               |     |                      |  |    |    |            |   |                          |   |   |
|                                               | 金 額 |                      |  | 百万 | 十万 | 万          | 千 | 百                        | 十 | 円 |
|                                               |     |                      |  |    |    |            |   | 0                        | 0 | 0 |
| ※千円未満は切り捨て                                    |     |                      |  |    |    |            |   |                          |   |   |
| ただし 京もの食品販路開拓支援事業補助金                          |     |                      |  |    |    |            |   |                          |   |   |
| 上記の金額を請求します                                   |     |                      |  |    |    |            |   |                          |   |   |
| 令和    年    月    日                             |     |                      |  |    |    |            |   |                          |   |   |
| 一般社団法人京都府食品産業協会<br>会長    東田   和久   様          |     |                      |  |    |    |            |   |                          |   |   |
| 請 求 者                                         |     |                      |  |    |    |            |   |                          |   |   |
| 所    在    地                                   |     |                      |  |    |    |            |   |                          |   |   |
| 事   業   者   名                                 |     |                      |  |    |    |            |   |                          |   |   |
| 代表者（職・氏名） <span style="float:right;">印</span> |     |                      |  |    |    |            |   |                          |   |   |
| 本書の金額は、下記口座に振込願います                            |     |                      |  |    |    |            |   |                          |   |   |
| 口 座 開 設 場 所<br>及 び 預 金 種 別                    |     | 銀行・信用金庫<br>支店        |  |    |    | 普 通<br>当 座 |   | 第                      号 |   |   |
| 口   座   名   義                                 |     | （氏 名   ふりがなもつけてください） |  |    |    |            |   |                          |   |   |

※振込先口座が確認できるもの（通帳のコピー（表紙及び見開きページ））を添付してください。

※振込先の口座は申請者本人名義の口座に限ります。法人の場合は当該法人の口座に限ります。

※個人事業者においては実印、法人においては法人代表者印を押印すること。